

## 国際的な税務協調(情報交換)の動きが急です

### 1 ある日突然・・・

去る11月3日、「欧州の小国・リヒテンシュタインの銀行で、2008年9月に亡くなった日本人が生前運用していた金融資産があり、それが相続財産の申告に含まれていなかったため、その相続人が多額の相続税の申告漏れを国税当局から指摘された」旨のニュースが突然流れました。

なぜ、金融資産の存在が国税当局に知れたか・・・という、ドイツの税務当局が自発的かつ突然に日本の国税庁にその情報を提供したから、ということでした。その情報のモトは、ドイツの当局がリヒテンシュタインの銀行の元行員から有償で買い取った顧客資料です。その資料には上記以外の「お宝情報」も含まれていると思われますし、ドイツに限らず、その他の欧米諸国も独自に別の情報を入手している可能性もありますから、納税者にとっても、入手した国以外の当局にとっても、青天の霹靂の情報が他国から突然に舞い込む、という場合が今後もあるでしょう。ちなみに、これは、ドイツとの租税条約の26条に基づくドイツ当局による自発的な情報交換(提供)です。

### 2 租税条約改定・制定の動き

リーマンショックによる金融危機、それによる急速な景気の悪化の緩和のため、各先進国は多額の財政出動を強いられ、その結果多額の歳入不足に直面することになりました。各先進国は、より一層の税収の確保を図るため、2009年4月にロンドンで開かれたG20金融サミットにおいてタックスヘイブン又は情報交換に消極的な国への厳しい姿勢を鮮明に打ち出しました。

特に、スイスは、スイスの大手銀行・UBSの米国顧客に対する脱税幫助(いわゆる脱税指南)事件などをきっかけに、米国をはじめとする他の先進国から伝統的な守秘義務の緩和を強く迫られることになりました。日本も、その流れに乗ってスイスとの間で租税条約の改定交渉を加速させ、平成22年5月21日、情報交換規定等を盛り込んだ最新レベルの租税条約に現行の条約を改正する議定書の署名が行われました。

スイスとの新租税条約は、条約発効のための所要の手続きを経て、2011年(又は遅くとも2012年)以降に生じる租税について適用が開始されます。

この「国際的な情報交換強化」の全世界的な流れに乗って、日本では、スイスの他に、ベルギー、ルクセンブルグ等十分な情報交換規定がない国との租税条約についても順次改定手続きが進んでおり、情報交換の新設・強化を盛り込んだ条約の改定の動きは止まらないでしょう。

もともと租税条約を結んでいない、タックスヘイブンといわれる小国(地域)の間では、「情報交換に重点を置いた租税協定を結ぶ」という動きが進展しています。2010年11月現在、2011年1月以降バミューダとの租税協定が発効する、2010年5月26日にケイマン諸島との租税協定につき基本合意に至る・・・などの動きを皮切りに、ガーンジー、バハマ、香港などとの情報交換を主目的にした租税協定の締結・発効に向けた交渉や手続きが順次進められています。

### 3 スイスとの新租税条約の情報交換規定の概要

スイスとの新租税条約の情報交換規定について、若干説明を追加します。スイス条約の適用対象となる税目は、日本については原則として所得税、法人税、住民税に限定されていますが、情報交換に関しては、「両締約国若しくはそれらの地方政府若しくは地方公共団体が課するすべての種類の租税に関する両締約国の法令の規定の運用若しくは執行に関連する情報を交換する。」旨定められています。すなわち、所得税等に加え、相続税・贈与税に係る情報についても日本はスイスに情報交換を求めることができ、スイスはそれに応じなくてはならない、ということです。また、「提供を要請された情報が銀行その他の金融機関・・・が有する情報又はある者の所有に関する情報であることのみを理由として、スイスが情報の提供を拒否することを認めるものと解してはならない。これらの情報を入手するため、スイスの税務当局は、必要な場合には、・・・当該情報を開示させる権限を有する。」と定められています。すなわち、厳格な守秘義務が課されているスイスの銀行が保有する情報であっても情報の提供を拒むことはできない、ということです。日本からの正当な情報交換の請求があった場合、スイスの当局は金融機関の情報を開示させてそれを日本に提供すべきことが定められているのです。